

時事新報

毎事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

請和の覺悟如何

前非を悔いていよく和を請ふ
そ以て之を許す可きや朝鮮の獨

彼が先頃外國に仲裁を依頼しな
にして或は今日に至りても尙ほ

と妄想するみどりあらんかかれ
開戦の當時と雖も之を認ひるみ
場合に及んで誰れか耳を傾くる

立は既定の問題にして世界の表のとてあらざれば殊更に支那の

支那の領事は常に支那の國交際に優勝劣敗の大主義を解

のみ左ればいよいよ彼の和議との賠償金を收むる上は土地の分

隨ひ要求の程度のいよ／＼大な

て例へば平壤陥落の當時に和を
日に於て兵を收むるとは其程度
す或は支那人の考にては旅順以

は中國に於て何かあらんなど之
氣に見るみどもあらんなれども

すれば既に旅順を失ふときは威
海峽の防禦は最早や被れたらふ
攻撃も其が易く北京は死に必至

して此際に當りて和を請はんと
られたるの覺悟を以て大に考ふ

果して其覺悟われば妙なれども
たると以て單に旅順を失ひたる
精神の犠牲を申出すが如きもど

はすして自から最後の大失敗を
第に塞を破はして直隸も冰結

北進軍に不利なるが故に我兵が
日本春を待つやも知る可らざる
して、暫時の安を論はんとする

も我兵は唯その占領地に於て冬季の間に於て其反対に敵は冬季の間に於て

戦の準備を整へざる可らず其の一職に遭ふの時は忽ち折詰て歸するものと即ち其の

の覺悟を以て和を誦ふふそ彼の
れども撫む可し北京政府の當局

へて歌の隊を爲すが如きものは止ひを唱ずして和讃を唱ふるものに而て我軍隊

三

明治廿七年十二月廿一日金曜日
農曆甲子十一月廿四日(丁酉)
日人平定(山海六時四十八分)
月用平定(卯時三十分)
月入午後(未時五十四分)
油潤(午前十一時五十八分)
(西曆一千八百九十四年)
始終より
年末まで
三百五十五日
十日